

大和町告示第154号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第3項の規定により、令和5年度の大和町人事行政の運営等の状況を下記のとおり公表する。

令和6年11月1日

大和町長 浅野 俊彦

令和5年度の大和町人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況(令和6年4月採用分)

職 種	受 験 者	合 格 者
上級・行政	13 人	8 人
上級・栄養士	2 人	1 人
上級・学芸員	2 人	1 人
中級・保育士	5 人	3 人
初級・行政	35 人	10 人
初級・土木	1 人	0 人
社会人・社会福祉士	1 人	0 人
技能労務・運転技術員	1 人	1 人

(2) 職員採用の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職 種	採 用 者	備 考
上級・行政	4 人	
上級・保健師	3 人	
上級・社会福祉士	1 人	
中級・保育士	1 人	
初級・行政	8 人	
行政	3 人	再任用
保育士	1 人	再任用
土木	2 人	再任用
行政	2 人	任期付
土木	1 人	任期付

(3) 職員の退職の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	定年退職	普通退職	死亡退職	任期満了	分限・懲戒	計
町 長 部 局	0 人	11 人	0 人	7 人	0 人	18 人
議会事務局	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
教育委員会	0 人	1 人	0 人	3 人	0 人	4 人
公 営 企 業	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
計	0 人	14 人	0 人	10 人	0 人	24 人

(4)職員の定数の状況(令和5年4月1日現在)

部 局	定 数	職 員 数	差 引
町長	189 人	176 人	△ 13 人
議会	4 人	3 人	△ 1 人
選挙管理委員会	1 人	0 人	△ 1 人
監査委員	1 人	1 人	0 人
教育委員会	29 人	26 人	△ 3 人
農業委員会	3 人	1 人	△ 2 人
企業会計	13 人	12 人	△ 1 人
合 計	240 人	219 人	△ 21 人

兼任

(5) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		差 引
部 門		令和4年	令和5年	
一 般 行 政	議会	3 人	3 人	0 人
	総務	49 人	49 人	0 人
	税務	15 人	15 人	0 人
	民生	51 人	49 人	△ 2 人
	衛生	18 人	21 人	3 人
	農林水産	11 人	11 人	0 人
	商工	7 人	7 人	0 人
	土木	15 人	14 人	△ 1 人
計		169 人	169 人	0 人
教 育		27 人	26 人	△ 1 人
普通会計 計		196 人	195 人	△ 1 人
公 営 企 業 等	水道事業	6 人	6 人	0 人
	下水道	6 人	6 人	0 人
	その他	13 人	12 人	△ 1 人
	計	25 人	24 人	△ 1 人
合 計		221 人	219 人	△ 2 人

(6) 職種別職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	令和4年	令和5年	差 引
一般行政職	139 人	139 人	0 人
税務職	16 人	16 人	0 人
薬剤師・医療技術職 (栄養士)	3 人	3 人	0 人
看護・保健職(保健師)	12 人	14 人	2 人
福祉職(保育士)	35 人	32 人	△ 3 人
企業職	12 人	12 人	0 人
技能労務職	2 人	1 人	△ 1 人
教育公務員	2 人	2 人	0 人
計	221 人	219 人	△ 2 人

2 職員の人事評価の状況

(1) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要

令和5年度は、能力評価と業績評価で構成された人事評価を行っています。

職員が職務を通じて発揮した能力や業績を的確に把握し評価することで、職務行動の改善・能力開発・目的達成意識の向上等を図り、人材育成及び組織の活性化のために活用しています。

また、勤勉手当支給月(年2回)及び昇給対象月(年1回)に職員の勤務評価を行い、勤務評定に基づき、勤勉手当の成績率の決定や昇給するか否か及び昇給する場合の昇給の号俸数等の決定を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 B/A×100
令和4年度	28,179 人	13,267,054 千円	544,574 千円	1,578,260 千円	11.9%

(注) 実質収支は、当該年度における剰余金です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	(B/A)
令和5年度	199人	646,743 千円	118,179 千円	241,487 千円	1,006,409 千円	5,057 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は、令和5年度当初予算額

(3) 平均給料月額・平均年齢(令和5年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	273,532 円	320,060 円	37.6 歳
技能労務職	※ 円	※ 円	※ 歳

(注) 1 給与とは、給料(基本給)に諸手当(時間外勤務手当など)を加えたもので、期末勤勉手当・退職手当は含みません。

2 個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は「※」で示しています。

(4) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		大 和 町	宮 城 県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	192,500 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	159,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	157,400 円	—
	中学卒	136,200 円	144,300 円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,260 円	※	※
	高校卒	※	—	※
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中校卒	—	—	—

(注)個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は「※」で示しています。

(6) 国との給料月額水準比較(ラスパイレス指数)の状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般行政職	95.0	95.3	96.0	95.5	95.3

(注) ラスパイレス指数は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

(7) 一般行政職の等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

職務の等級	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	参考 前年 の構成比
1 級	主事又は技師の職務	37	28.4	26.3
2 級	主任又は技術主任の職務	27	20.8	22.6
3 級	係長、主幹又は主査の職務 (4級に掲げるものを除く)	24	18.5	16.5
4 級	高度の知識又は経験を必要とする係 長、主幹の職務	7	5.4	3.8
5 級	課長補佐、次長又は出先機関の長の 職務	18	13.8	17.3
6 級	課長(7級に掲げる課長を除く)、局 長、室長又は参事の職務	13	10.0	10.5
7 級	町長があらかじめ定める基準に従い指 定する課長の職務	4	3.1	3.0
	合計	130	100.0	100.0

(8) 職員手当の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	支給の内容	令和5年度支給実績(全職種)		
		年間支給総額	支給対象職員数	1人当たり 平均支給年額
		千円	人	円
扶養手当	子 月額 10,000円 子以外 月額 6,500円 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にあ る子1人につき加算額 月額 5,000円	11,646	66	176,460
地域手当	地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等も踏 まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支 給する。 【(給料+管理職手当+扶養手当)の月額×支給割合】 (支給割合) ・仙台市勤務 6% ・東京都特別区勤務 20%	544	3	181,269
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 1.025月分 12月期 1.225月分 1.025月分 計 2.450月分 2.050月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置【有】	260,688	219	1,190,358
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ ・定期券と回数券のうち安価の方の額 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの の額による。 ・最高月額 55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じ 月額 2,000円～31,600円	15,374	177	86,856
住居手当	家賃、間代を月額16,000円以上支払っている職員に対 し、家賃等の額に応じ支給する。 最高月額28,000円	14,645	56	261,520
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給する。 支給額 32,400円～47,800円	12,562	24	523,400
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する。	66,869	193	346,470
管理職員 特別勤務手当	週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける 職員に支給する。	444	12	36,958
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.67月分 24.59月分 勤続25年 28.04月分 33.27月分 勤続35年 39.76月分 47.71月分 最高限度 47.71月分 47.71月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	44,894 (19,407)	17 (1)	2,640,824 (21,009,000)
		()は勸奨及び定年退職者への支給実績を再掲		

(9) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	給料・報酬月額	期末手当
町 長	761,200 円	6月 1.70月 12月 1.70月 合計 3.40月
副 町 長	603,000 円	
教 育 長	514,500 円	
議 長	309,000 円	6月 1.70月 12月 1.70月 合計 3.40月
副 議 長	255,000 円	
議 員	240,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの 令和5年4月1日現在)

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時30分	12時～13時及び15時～15時15分

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

職員には、原則として1年当たりに20日の年次有給休暇が付与されており、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
7,984 日	2,601 日	221 人	11.77 日	32.58 %

(注) 1 育児休業者・採用者・退職者・休職者は除いております。

2 総付与日数は、前年より繰り越した日数を含みます。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

時間外・休日勤務総時間	超過勤務対象職員	職員一人あたりの平均時間
31,284 時間	193 人	162.09 時間

5 職員の休業に関する状況

育児休業の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するため、子が3歳に達する日まで取得することができます。

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	3 人	3 人
前年度から引き続けている者	0 人	2 人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1)分限処分者数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができないなど一定の事由がある場合に、免職や休職などの処分を行うことです。

区 分	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	3 人	0 人	0 人	3 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2)懲戒処分者数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、免職や停職などの処分を行うことです。

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	人 数
研修を受ける場合	0 人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	197 人
その他特に必要と認めた場合	2 人

(2) 職員の営利企業等従事許可の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法に基づき任命権者の許可が必要です。
令和5年度中の状況は以下のとおりです。

区 分	人 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他地方公共団体の規則に定める地位を兼ねる場合	0 人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業他）	0 人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	2 人

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本町においても、現職員への働きかけの規制等を定めた大和町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

本町では、全体の奉仕者として職務を遂行する上において必要な知識、技能等を修得させ、その資質及び職務遂行能力の向上を図ることを目的として職員研修を行っております。令和5年度の主な研修実績は下記のとおりです。

研 修 名		主催（※研修場所）	実 施 年 月	実施日数	受 講 者 数
新規採用職員研修		宮城県町村会	令和5年4月	2 日	15 人
女性リーダーのためのマネジメント研修		全国市町村国際文化研修所	令和5年7月	5 日	1 人
階層別研修	新規採用職員研修	宮城県市町村職員研修所	令和5年10月～令和6年1月	4 日	15 人
	一般職員研修Ⅰ		令和5年5月～令和6年1月	4 日	17 人
	一般職員研修Ⅱ		令和5年7月～令和6年2月	4 日	6 人
	監督者研修Ⅰ		令和5年5月～令和5年8月	3 日	6 人
	監督者研修Ⅱ		令和5年9月～令和6年1月	3 日	9 人
	管理者研修Ⅰ		令和5年8月～令和5年11月	3 日	3 人
	管理者研修Ⅱ		令和5年7月～令和5年11月	2 日	5 人
	管理者研修Ⅲ		令和5年8月	2 日	3 人
専門研修	条例・規則作成研修（基礎）	宮城県市町村職員研修所	令和5年6月	2 日	1 人
	契約事務研修		令和5年6月	2 日	2 人
	後輩がぐんぐん伸びるティーチング・サポーターティング・コーチング講座		令和5年9月	2 日	1 人
	タイムマネジメント研修		令和6年1月	1 日	1 人
職場内研修	新規採用職員導入研修	大和町役場	令和5年4月	9 日	17 人
	ティーチング研修		令和5年8月	2 日	57 人
	人事評価被評価者研修		令和5年12月	3 日	176 人
	規律研修		令和5年5月	1 日	15 人
	第五次総合計画について		令和5年6月	1 日	17 人
	議会の仕組みについて		令和5年7月	1 日	16 人
	服務について		令和5年7月	1 日	16 人
	契約事務について		令和5年9月	1 日	13 人
	町税について		令和5年10月	1 日	14 人
	教育長講話		令和5年11月	1 日	10 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

健康診断の種類	実施期間	受診者数
人間ドック	令和5年6月～令和6年2月	132 人
脳検診	令和5年6月～令和5年11月	42 人
結核検診	令和5年7月～令和5年9月	160 人
循環器検診	令和5年7月～令和5年9月	164 人
肝炎ウイルス検診	令和5年7月～令和5年8月	36 人
前立腺がん検診	令和5年7月～令和5年8月	4 人
大腸がん検診	令和5年7月～令和5年8月	42 人
子宮がん検診	令和5年8月～令和5年10月	55 人
胃がん検診	令和5年9月	3 人
乳がん検診	令和5年8月	29 人

※産業医による面談 12回実施

(2) 公務災害等の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	発生状況	認定状況	備 考
公務災害	1 件	1 件	
通勤災害	0 件	0 件	

(3) 職員互助団体への助成状況

大和町では、平成20年度から職員互助団体への補助金は廃止いたしました。

(4) 利益の保護の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職員の権利の保護と公正な人事権の行使を保障するために、任命権者から独立した組織として公平委員会があります。

大和町においては、宮城県人事委員会に、公平委員会の事務を委託をしており、令和5年度の概要について下記のとおりです。

ア. 職員の勤務条件に関する措置要求の状況	0 件
イ. 職員に対する不利益処分に関する不服申立の状況	0 件
ウ. 職員の苦情相談	0 件
エ. 管理職員等の範囲の指定	
① 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無	あり
② 管理職員等の範囲の変更等件数	0 件
オ. 職員団体の登録状況	0 団体
カ. 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に係る審査請求	0 件